

令和8年6月10日

分任契約担当官
自衛隊宮崎地方協力本部長
壹 岐 香 里

自衛隊宮崎地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
10	募集制服採寸用被服類ク リーニング	宮崎地本	8.7.31	8.6.11	8.6.19 1200	8.6.19 1300		

4 問合せ先及び提出先

〒 880-0901
住所：宮崎県宮崎市東大淀2丁目1-39 自衛隊宮崎地方協力本部
電話番号（FAX兼用）：0985-53-2643
仕様書の内容に関する件（担当） 募集課企画班 藤井
契約の内容に関する件（担当） 総務課会計班 吉原

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
自衛隊宮崎地方協力本部長
壹岐 香里

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6SCK1H100280		6SCK1A50038 0001								
品名 または 件名										
募集制服採寸用被服類クリーニング										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
34.00	SH									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
宮崎地本				宮崎地本						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
宮崎地本				令和8年7月31日（金）						

2 契約条項を示す場所

標準契約書及び入札心得等については、西部方面会計隊ホームページに掲示する。

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年6月19日（金）12時00分 自衛隊宮崎地方協力本部

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 実施要領について

自衛隊宮崎地方協力本部オープンカウンター方式実施要領及び「入札及び契約心得」による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの掲示場所

陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

(3) 契約書の作成:契約者は決定後、契約金額により「駐屯地用標準契約書等」の書式により作成する。

(4) その他

ア 申し込みについては、自衛隊宮崎地方協力本部オープンカウンター方式実施要領、入札及び契約心得、仕様書等を熟覧又は熟読したうえ、見積期限の前日12時までに連絡をすること。

イ 見積書に暴力団体排除について誓約したことを証するため、「当社（私、当団体）は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」を余白に記載してください。

ウ 見積は税抜きで記載してください。

エ 申し込みのあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いします。（FAX可）

(5) 問い合わせ先

住 所 〒880-0901 宮崎県宮崎市東大淀2丁目1-39

電話番号 0985-53-2643（FAX兼用）

契 約に関する事項 自衛隊宮崎地方協力本部 総務課会計班 吉原

仕様書に関する事項 自衛隊宮崎地方協力本部 募集課企画班 藤井

調達要求番号 038 号

仕 様 書			
件 名	募集制服採寸用被服類クリーニング	部 隊 名	自衛隊宮崎地方協力本部
		作成年月日	8. 6. 9
		作 成 者	藤井事務官
1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊宮崎地方協力本部が実施する「募集制服採寸用被服類クリーニング」について適用する。 2 役務内容 (1) クリーニング（洗濯、除菌、消臭） (2) 対象物品の受け取り及びクリーニング後の配達 3 対象物品 別紙のとおり 4 対象物品の受け取り及びクリーニング後の配達 (1) 受け取り及び配達場所 自衛隊宮崎地方協力本部（宮崎県宮崎市東大淀2丁目1-39） (2) 配送業者へ依頼する場合、配送業者との調整等は請負業者の責任において請負業者が実施すること。 5 その他 (1) クリーニング中に疑義が生じた場合、官側と協議のうえ実施すること。 (2) 本仕様書に記載がなくとも、必要不可欠な工程若しくは最善とされるクリーニング方法がある場合、係官と協議し承認を得たうえで請負業者の責任において実施すること。 (3) 損傷を与えた場合、速やかに官側に報告し請負業者の責任において原型に復旧すること。 (4) 納品については折りたたんだ状態で実施すること。			

別紙

[illegible]